

## 出雲市災害復旧工事における現場環境改善費の積算要領

### (目的)

第1条 この要領は災害復旧事業の建設現場における作業環境改善を図るべく、現場環境改善費として実施する熱中症対策・防寒対策費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

### (対象工事)

第2条 出雲市が発注する屋外で実施する災害復旧工事(公園、港湾を除く)とする。

### (対象となる内容)

第3条 災害復旧工事に伴い実施する現場環境改善(熱中症対策・防寒対策)に関するものを対象とする。(日よけテントやミストファン等の現場の施設や設備に対するもの。)

### (積算方法)

第4条 積算方法の基本的な考え方は、次のとおりとする。

- (1) 現場環境改善費率分の50%を上限に、変更設計により計上を行うものとする。その費用は「物価資料」または「見積り」等を参考に適切に積上げ計上すること。なお、現場環境改善費の熱中症対策は現場の施設や設備に対するものであり、現場管理費の補正にて計上される作業員個人の熱中症対策の費用と重複がないこと、及び対策の妥当性を確認すること。
  - (2) 設置した機器等の稼働に係る電気代・燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。
- 2 積上げ計上する場合の留意事項は、次のとおりとする。
- (1) リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
  - (2) 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
  - (3) 施設・設備等の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議のうえ、決定するものとする。

### (現場環境改善等計画書の提出について)

第5条 現場環境改善で熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、現場環境改善等計画を施工計画書に含めて提出するものとし、工事完了後において、その実績を写真にて確認すること。

(工事成績評定の取扱いについて)

第6条 現場環境改善として取り組んだ熱中症対策・防寒対策については、工事成績評定の  
考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。